

議員提出議案

意見書(要旨)

第2回定例会では、意見書4件を可決し、議長名で関係行政庁へ提出しました。
要旨は次のとおりです。

住民基本台帳法の改正を
求める意見書

個人情報保護の保護が叫ばれている中、各地方自治体では、個人情報保護条例が制定されるなど、市民の個人情報保護に努めているところである。その反面、住民基本台帳法により、個人情報表に表に出ている現状がある。

現在の住基法は公開が原則となっており、事業者は「データレクトルメールを送付する」などの営利目的でも住民基本台帳にある情報のうち四情報について閲覧を請求できるとされ、個人情報の流出に歯止めがかからない状況である。よって個人情報保護のため住民基本台帳法を改正するなど、必要な法整備を行うよう要望する。

内閣総理大臣ほか一件あて

「市街化調整区域内緑地保有者に対し、相続税納税猶予制度等、制度上の優遇措置」を求める意見書

市街化調整区域内に残されている樹林地や山林等は市街化が進行した都市部においては、水源地域として重要な森林の水源涵養機能等、また、温暖化など、都市環境を回復させる大きな役割を果たしている。さらに、景観形成、里山等の自然環境は地域住民に限らず、多くの人々に安らぎをもたらしてくれる。都市部において限られた緑地を良好な樹林地として、将来にわたり、保全、保護するためには、緑地保有者に対し、相続税納税猶予制度等、税制上の優遇措置を講じることが求められる。

内閣総理大臣ほか三件あて

教育基本法の早期改正を
求める意見書

教育基本法の施行から半世紀たち、その間、社会は大きく変化しました。教育においては、家庭でのしつけや道徳心までもが国や学校に任せきりになり、学校では、学級崩壊、不登校、いじめなど多くの問題を抱えています。こうした中、日本の教育を根本から見直し、これからの将来を担う日本人を形成するために家庭・地域力の回復、学校・家庭・地域社会の融合・協力の推進、日本の伝統文化の尊重、郷土や国を愛する心といった理念や原則を明確にすることが必要です。よって町田市議会は政府に対し教育基本法の早期改正を求めるものです。

内閣総理大臣ほか二件あて

学校事務職員・栄養職員の給与と費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

政府は「国庫負担見直し」をきっかけ、毎年のように学校事務・栄養職員の給与と費半額国庫負担の適用除外の動きを増している。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るうえでも、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するうえでも欠くことができない。よって町田市議会はこの制度の維持と充実・発展を望む立場から、国に対し義務教育費国庫負担制度を存続させ、学校事務職員・栄養職員を適用除外しないことを強く求めるものである。

内閣総理大臣ほか三件あて

請願の

審査状況

平成一六年第二回定例会には六件の請願が提出され、継続となっていた二件とあわせて審査を行いました。結果、五件が採択、一件が不採択、二件が継続審査となりました。詳細は次のとおりです。

採 択

町田市内在住の私立小・中学校生の保護者に対する補助金制度についての請願
定員を大幅に超える学童保育クラブの適正な規模での保育・運営の実現を求める請願
学童保育クラブ育成料の値上げに際しての慎重な取り

組みと、学童保育クラブにおける保育の質の向上させるための対応を求める請願
旧日本IBMグラウンド跡地周辺地域の自然環境の保全を求める請願
学校事務職員・栄養職員の給与と費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

不 採 択

国へ「不動産取得税の低減に関する意見書」提出を求める請願

継 続 審 査

鶴川駅前道路北側斜面へのエレベーターの設置にかかわる請願
学童保育クラブのさらなる充実を求める請願

請願の処理
経過及び結
果報告

平成一六年第一回定例会において採択された請願について、市長から処理経過及び結果について報告がありました。老人クラブ運営費補助金変更の撤回及び高齢者いこいの家宿泊費補助廃止の撤回等に関する請願

老人クラブ運営費補助金額の変更については、願意に沿うことはできません。しかしながら、各クラブとも交通安全・防犯・防火活動等の社会奉仕活動、友愛活動等に積極的に取り組んでおり、市としてもこれらの活動に報いるべく、活動等に必要と思われる消耗品類の支給を考慮しております。また、高齢者いこいの家制度の廃止についても、願意に沿うことはできません。しかしながら、事業見直しによるサービスの一環として、市民の利便性を図るため、インターネットのホームページを利用し、情報提供サービスの向上を図ります。また、町田市のホームページに障がい福祉の情報を集めたページを作成し、お知らせ、国や東

請願の出し方

市・国等への要望を文書で提出してください。(請願の件名・要旨・理由などを簡潔に書いてください。図面や資料を添付することが必要な場合は添付してください。)

請願者の住所(法人・団体の場合は、所在地及び法人・団体の名称)を記入し、請願者(法人・団体の場合は、代表者)が署名、または記名押印(ゴム印、パソコン等で記入した場合は押印)をしてください。

請願者が2名以上のときは、外何人と記入し、その方たちが、上記と同じ方法で記入した署名簿を添付してください。

請願書の表紙に、1名以上の紹介議員(市議会議員)の署名または記名押印をしてもらい、議会事務局議事係へ提出してください。様式は次のものを参考にしてください。請願書の用紙は、議会事務局で必要な方にお渡ししていますので、遠慮なくお申し出ください。

●●●●●に関する請願
(題名を記入)

請願要旨

●●●●●
(請願の要旨を簡潔に書いてください。)

年 月 日

議長名を記入

町田市議会議長 ●●●●●様

決 裁 欄

請願第●号
(請願の件名)

請願

請願者
住所
氏名
外 ●●●人

紹介議員

電話 ●●●●●

(表紙)

(本文)

「点字」「テープ」の市議会だよりをご利用下さい。

申し込み先
議会事務局
☎042-724-2171(直通)

京都など障がい分野に特化したリンク集、申請書様式のダウンロード等利用しやすい情報提供に努めます。さらに、市の情報化推進計画との調整を行う中で、将来的には市民に開放できるパソコン端末の窓口設置、障がい福祉に関するデータベースを作成し、ホームページとして提供することも視野に入れ検討を行います。

いこいの家宿泊費補助につきましては、高齢者制度と連携をして、協定料金(割引あり)での利用ができるよう鋭意交渉中です。

町田の保育に関する請願
一保育料の在り方について
保育料改定についてですが、町田市保育料問題懇談会最終報告書の概要をすべて、四月二日付市広報でも同報告書の概要をお知らせし、市公式ホームページ

では、全文を掲載いたしました。今後も、保育料、保育費に限りならず、用に関し広報に努めていきます。

二保育の質の確保について
保育士の人的配置については、国基準・都基準ともに配置基準は、保育所の認可基準であり、その減少は、国の省令改正並びに都の要綱改正がない限りありえず、願意のとおり今後も対応します。